

ザリジ、是ハ腰ノ立ザル者ナリシ故、焼死タルニヤ、其後其事申立テ、其歸リシ者共皆赦サレ、其中必死ニ當ル者共ハ、薩摩ノ島ヘ流サル、

〔駿臺雜話三〕三人の乞兒

享保癸卯の歳の十二月十七日、江戸室町の商人越後屋吉兵衛といふ者の手代市十郎、諸方の買懸の金請取て歸りしが、金三拾兩入たる袋ひとつ見へざる故、さだめて塗にておとしたるものにてあらん、もはやあるまじきとはおもひながら、もと來し路を段々に尋ねありく程にある所に乞食一人ありしが、見とがめてなにを尋候や、もし金をおとさる、にては候はずやといふをき、て、市十郎うれしくて有のまゝに語りければ、○中略 取出し袋のまゝにて渡しけり、市十郎餘の事に、さてやみがたくて、内五兩取出して、是は責てそこの得分にせられよとてあたへけれども、中々受るけしきなし、市十郎いひけるは、此かねはなき物にきはめ置しに、そこの志ゆへにこそ、ふた、び手にも入たれ、然るをのこらず我物にすべきにあらず、達て受てくれ候へといへば、よく考へて見給へ、其五兩をもらふ意得ならば、三拾兩を返し申べきや、もとより自分によくて捨ひ置たるにてなく候、定ておとしたる人、主人のかねなどならば、さぞ難儀に及ばるべし、他人に捨はせなば、其落せし人にはふた、び返るまじ、さらば我等捨置て、其人に返さまく思て、捨て置たるにてこそ候へ、そこもとへ渡し候へば、我等が志通りて候、さらばいとま申候はんとて、其まゝ、そこをさりて、見かへりもせで行けるを、市十郎跡をしたひて、取あへず懷中より金一星取出しけふは寒氣もつよく候、歸られ候はゞ、是にて酒をもとめて、たべられ候へとてあたへければ、是は御志にて候まゝ、申受候て、是にて御酒給申べきとて、それをば受て立わかれける、名を尋ければ名は八兵衛とて、車善七が手下の乞食のよし申候、○下

〔先哲叢談後編八〕紀平洲